

名古屋市公報	令和 3年12月 1日 第130号	
	名古屋市 中区 三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局行政部法制課長 発行人	

目	次	ページ
告 示		
○ 名古屋市千種スポーツセンターの臨時休館について	(ス市・スポーツ施設室) (第595号)	3
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課) (第596号)	4
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第597号)	6
○ 身体障害者福祉法による医師の指定	(健福・障害企画課) (第598号)	7
○ 身体障害者福祉法による医師の指定辞退	(健福・障害企画課) (第599号)	12
○ 名古屋市市税条例第33条第 2項に規定する地域の指定	(財政・固定資産税課) (第600号)	14
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第601号)	15
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第602号)	17
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課) (第603号)	18
○ 名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧	(住都・街路計画課) (第604号)	20
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課) (第605号)	21
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課) (第606号)	24
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○ 名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙期日について	(第32号)	26
○ 名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任について	(第33号)	27
○ 名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙長の事務を処理する場所について	(第34号)	28
○ 名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における開票事務と選挙会事務とを併せて行うことについて	(第35号)	29
○ 名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙会を開催する 日時及び場所について	(第36号)	30
○ 名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙公報掲載文の掲載順序決定のくじを行う日時及び場所について	(第37号)	31
○ 名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額について	(第38号)	32
○ 各種直接請求等に必要な数について	(第39号)	33

名古屋市告示第 595号

名古屋市千種スポーツセンターの臨時休館について

名古屋市体育館条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第73号）第 2条第 3項の規定に基づき、名古屋市千種スポーツセンター第 1競技場を令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで、プールを令和 4年 9月 1日から令和 5年 3月31日まで及びトレーニング室を令和 4年 6月 1日から令和 4年10月31日まで臨時休館します。

令和 3年11月22日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市告示第596号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、令和3年11月25日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和3年11月24日

名古屋市長 河村 たかし

道路の供用開始

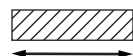
道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	1	敷田大久伝線第5号	名古屋市緑区鳴海町字細根118番の312地先から 名古屋市緑区鳴海町字米塚11番の112地先まで	附 図
	2	敷田大久伝線第4号	名古屋市緑区鳴海町字米塚11番の171地先から 名古屋市緑区鳴海町字米塚28番の1地先まで	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第 597号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 3年11月24日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市緑区大高町字南関山28番 1の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
 ^ひ砒素及びその化合物
 ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
 ^ひ砒素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 598号

身体障害者福祉法による医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師を次のとおり指定しました。

令和 3年11月24日

名古屋市長 河 村 た か し

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 名	指定年月日
ちくさ病院 (千種区)	井上 陽介	心臓の機能障害	令和 3年 11月 1日
ちくさ病院 (千種区)	渡邊 麻子	腎臓の機能障害	
愛知学院大学歯学部附属病院 (千種区)	伊藤 瑞穂	心臓の機能障害	
愛知県がんセンター (千種区)	大内 晶	ぼうこう・直腸の機能障害	
愛知県がんセンター (千種区)	小島 崇宏	ぼうこう・直腸の機能障害	
名古屋市立大学医学部附属 東部医療センター (千種区)	加納 裕也	肢体不自由	
名古屋市立大学医学部附属 東部医療センター	加藤 大貴	ぼうこう・直腸の機能障害	

(千種区)		
名古屋市立大学医学部附属 東部医療センター (千種区)	加藤 房枝	視覚障害
名古屋市立大学医学部附属 東部医療センター (千種区)	原田 幸志朗	ぼうこう・直腸の機能障害
眼科三宅病院 (北区)	神野 安季子	視覚障害
名古屋市立大学医学部附属 西部医療センター (北区)	梅本 幸裕	ぼうこう・直腸の機能障害
名古屋市立大学医学部附属 西部医療センター (北区)	大蔵 篤彦	肢体不自由、平衡、 音声・言語の機能障害
名古屋市立大学医学部附属 西部医療センター (北区)	濱川 隆	ぼうこう・直腸の機能障害
上飯田リハビリテーション 病院 (北区)	伊東 慶一	そしゃくの機能障害
上飯田リハビリテーション 病院 (北区)	水野 正昇	肢体不自由
総合上飯田第一病院 (北区)	神谷 茉紗代	視覚障害
愛知県済生会リハビリテーション 病院 (西区)	伊代田 一人	肢体不自由

名古屋第一病院 (中村区)	伊藤 潤平	聴覚障害、平衡、音声・言語、そしゃくの機能障害
名古屋第一病院 (中村区)	宮田 紳治朗	心臓の機能障害
名古屋第一病院 (中村区)	和田 健太郎	肢体不自由
名古屋医療センター (中区)	蜂矢 朝香	腎臓の機能障害
名城病院 (中区)	小川 隼人	心臓の機能障害
名城病院 (中区)	瀧村 浩介	肢体不自由
名城病院 (中区)	竹市 陽介	肢体不自由
名城病院 (中区)	細川 佑太	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	伊藤 定之	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	原 一洋	肢体不自由
聖霊病院 (昭和区)	藤本 正夫	肝臓の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	牛込 創	ぼうこう・直腸の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	勝見 さち代	聴覚障害、平衡、音声・言語、そしゃくの機能障害
名古屋市立大学病院	角谷 尚悟	聴覚障害、平衡、音

(瑞穂区)		声・言語、そしゃくの機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	中井 一之	聴覚障害、平衡、音声・言語、そしゃくの機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	中山 貴文	心臓の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	村嶋 明大	聴覚障害、平衡、音声・言語、そしゃくの機能障害
桜花ホームクリニック (熱田区)	山口 仁	肢体不自由
名古屋共立病院 (中川区)	中坪 大輔	肢体不自由
名古屋掖済会病院 (中川区)	片平 信行	聴覚障害、平衡、音声・言語、そしゃくの機能障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	深見 直彦	ぼうこう・直腸の機能障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	南 想	視覚障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	吉田 有佑	肢体不自由
藤田医科大学ばんだね病院 (中川区)	加賀谷 斉	肢体不自由
南医療生協かなめ病院 (南区)	村瀬 幹雄	肢体不自由
中京病院 (南区)	石田 彩乃	聴覚障害、平衡、音声・言語、そしゃく

		の機能障害
名南病院 (南区)	青山 紀之	呼吸器の機能障害
大同病院 (南区)	犬塚 雄貴	聴覚障害、平衡、音声・言語、そしゃくの機能障害
大同病院 (南区)	都築 一仁	心臓の機能障害
第一なるみ病院 (緑区)	高木 格	ぼうこう・直腸の機能障害
名古屋市立緑市民病院 (緑区)	田中 史子	聴覚障害
白楊会病院 (名東区)	古田 慎司	腎臓の機能障害
あさの整形外科 (名東区)	稲生 秀文	肢体不自由
並木病院 (天白区)	岩本 公一	呼吸器の機能障害

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 599号

身体障害者福祉法による医師の指定辞退

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 3条第 2項の規定に基づき、次のように身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師の指定を辞退する旨の申出がありました。

令和 3年11月24日

名古屋市長 河 村 た か し

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 別
総合上飯田第一病院 (北区)	池田 かおり	北区
名古屋医療センター (中区)	中畑 征史	中区
名古屋市総合リハビリテーションセンター附属病院 (瑞穂区)	松井 宣夫	瑞穂区
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	鈴木 識裕	瑞穂区
もり在宅クリニック (中川区)	原 蘭 晋太郎	中川区
小松病院 (南区)	吉川 慶	南区
大同病院 (南区)	西尾 昌之	南区
神保外科	神保 廉	守山区

(守山区)		
名古屋市立緑市民病院 (緑区)	大野 泰良	緑区
名古屋市立緑市民病院 (緑区)	古澤 淳	緑区
名古屋市立緑市民病院 (緑区)	宮澤 卓真	緑区

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 600 号

名古屋市市税条例第33条第 2 項に規定する地域の指定

令和 4 年度分の固定資産税について、名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第33条第 2 項に規定する市長の指定する地域は、次に掲げるものとします。

令和 3 年11月24日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋都市計画事業筒井土地区画整理事業の事業施行地域

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業の事業施行地域

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業施行地域

名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業の事業施行地域

名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地区画整理事業の事業施行地域

名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理事業の事業施行地域

名古屋市明願土地区画整理組合の事業施行地域

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の事業施行地域

名古屋市土原土地区画整理組合の事業施行地域

名古屋市財政局税務部固定資産税課

名古屋市告示第 601号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 3年11月25日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和 3年 9月21日 3指令住開指第48号	名古屋市守山区大字上 志段味字東谷2109番 469	東京都西東京市北原町三 丁目 2番22号 株式会社アーネストワン 代表取締役 松林重行

令和元年11月21日 31指令住開指第 177号	(第 2工区) 名古屋市緑区森の里一 丁目96番 1	名古屋市中村区名駅四丁 目26番25号 名鉄不動産株式会社 代表取締役 前田由幸 大阪府大阪市北区梅田 3 丁目 3番 5号 大和ハウス工業株式会社 常務執行役員 本店長 山崎考平 名古屋市中村区名駅四丁 目 5番28号 近鉄不動産株式会社 名 古屋事業本部 執行役員 名古屋事業本 部長 上田武志 福岡県北九州市小倉北区 馬借 2丁目 6番 8号 第一交通産業株式会社 代表取締役 田中亮一郎
-----------------------------	----------------------------------	---

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 602号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 3年11月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

令和 3年 1月26日 2指令住開指第 171号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市緑区鳴海町字蛸畑 184番 8及び字細根 4番 1の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市緑区倉坂1515番地

株式会社協和設計

代表取締役 阪野末利子

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 603号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 3年11月26日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
工藤 勉 名古屋市中川区柳瀬町 2丁目32番地の 2
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
小塚 卓生 名古屋市港区東蟹田1415番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市港区西蟹田1110番、畑、112.00平方メートル
名古屋市港区西蟹田1107番、田、270.00平方メートル
名古屋市港区西蟹田1113番、田、222.00平方メートル
名古屋市港区西蟹田1114番、田、291.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑又は水田として利用
 - (3) 存続期間 令和 3年12月 1日から令和 6年11月30日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
30,810.25平方メートル
 - (2) 農作業従事者の状況
農業従事日数： 240日、農業従事者：15人

(3) 農機具の保有状況

トラクター： 2、田植機： 3、管理機： 2、コンバイン： 2

軽トラック： 1、草刈機： 3

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 604号

名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 3年11月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書の内容

次に掲げる名古屋都市計画道路事業に係る図書

名古屋都市計画道路事業 1・ 4・ 5号高速 1号線

名古屋都市計画道路事業 1・ 4・ 6号高速 2号線

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市役所西庁舎 4階

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

3 縦覧期間

令和 3年11月26日から令和11年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 605号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項、第 115条の 2第 1項及び第 115条の12第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 3年11月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
あいち地所株式会社	ネクストケアサービス	名古屋市東区葵二丁目 8番20号	令和 3年 11月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
GOOD A I D株式会社	おだいじにケアサービス	名古屋市中村区太閤一丁目20番 9号	令和 3年 11月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
株式会社リーベン	訪問看護ステーション し	名古屋市昭和区楽園町90番地の	令和 3年 11月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

	あわせ ふら す	1		
株式会社F i v e - Q	訪問看護ステ ーションファ イブキュー	名古屋市中川区 一色新町二丁目 2202番地	令和 3年 11月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ケア ラボ	アウル訪問看 護ステーショ ン名古屋	名古屋市中川区 八熊一丁目 5番 18号	令和 3年 11月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社リア ン	訪問看護ステ ーションリア ン	名古屋市中川区 江松一丁目 301 番地	令和 3年 11月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社わか ば	訪問看護ステ ーション さ くら	名古屋市守山区 新城 4番16号	令和 3年 11月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
医療法人つゆ くさ歯科医院	医療法人つゆ くさ歯科医院	名古屋市緑区有 松町大字有松字 三丁山 331番地 の 1	令和 3年 11月 1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
特定非営利活 動法人亮と共 助の会	ヘルパーステ ーション結び	名古屋市千種区 自由ヶ丘 2丁目 8番 8号	令和 3年 11月 1日	訪問介護
株式会社F i v e - Q	訪問介護事業 所ファイブキ ュー	名古屋市中川区 一色新町二丁目 2202番地	令和 3年 11月 1日	訪問介護

医療法人和光 会	川島病院 訪 問介護事業所	名古屋市守山区 白山三丁目 501 番地	令和 3年 11月 1日	訪問介護
合同会社コト ナス	ヘルパーステ ーションおう ちケア24	名古屋市名東区 藤見が丘59番地	令和 3年 11月 1日	訪問介護
合同会社C E R. S T U D I O	訪問介護セル サポート	名古屋市天白区 原二丁目1701番 地	令和 3年 11月 1日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社あぶ にーる	リハビリクッ キング ビブ ラビブレ	名古屋市中区千 代田四丁目19番 12号	令和 3年 11月 1日	地域密着型通所介 護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社あぶ にーる	ケアリアン居 宅介護支援事 業所	名古屋市中区千 代田四丁目19番 12号	令和 3年 11月 1日	居宅介護支援
アニマート合 同会社	アニマート指 定居宅介護支 援事業所	名古屋市守山区 元郷一丁目 403 番地	令和 3年 11月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 606号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項、第 115条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 3年11月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社幸福 の家	ヘルパーステ ーション奏音	名古屋市守山区 小六町17番12号	令和 3年 9月 1日	訪問介護
有限会社かが やき	かがやき	名古屋市千種区 茶屋坂通 1丁目 11番地の 1	令和 3年 9月27日	訪問介護
株式会社あぶ にーる	リハビリクッ キング ビブ ラビブレ	名古屋市中区千 代田四丁目19番 12号	令和 3年 9月29日	通所介護
有限会社馬健	グラント・ケ ア訪問介護事 業所	名古屋市名東区 上社三丁目 102 番地	令和 3年 9月30日	訪問介護

2 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理	サービスの種類
--------	--------	---------	------	---------

			年月日	
アイサポート 有限会社	デイサービス 和心かぞく浄 心の家	名古屋市西区児 玉三丁目 3番18 号	令和 3年 9月30日	地域密着型通所介 護

3 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
有限会社福武 メディカルサ ービス	居宅介護支援 事業所 のむ ら	名古屋市中川区 百船町 6番18号	令和 3年 9月30日	居宅介護支援
有限会社馬健	グランド・ケ ア居宅介護支 援事業所	名古屋市名東区 上社三丁目 102 番地	令和 3年 9月30日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市選挙管理委員会告示第32号

名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙期日について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定に基づき、名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙を次のとおり行う。

令和3年11月26日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

1 選挙期日

令和3年12月5日

2 選挙を行う選挙区

東区選挙区

3 選挙すべき議員の数

1人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第33号

名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長
職務代理者の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定に基づき、令和3年12月5日執行の名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙の選挙長及び選挙長職務代理者を次のとおり選任した。

令和3年11月26日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

1 選挙長

氏 名 中野 幸夫
住 所 名古屋市東区葵三丁目1番15号

2 選挙長職務代理者

氏 名 三宅 勝
住 所 名古屋市東区東桜二丁目12番1号
東桜スカイハイツ 707 号

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第34号

名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙長の事務を処理する場所について

令和3年12月5日執行の名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙長の事務を処理する場所を次のとおり定めた。

令和3年11月26日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

選挙長の事務を処理する場所

名古屋市東区筒井一丁目7番74号 名古屋市東区役所

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第35号

名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における開票事務と選挙会
事務とを併せて行うことについて

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定に基づき、令和3
年12月5日執行の名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における開票事務は、
選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和3年11月26日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第36号

名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙会を開催する
日時及び場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定に基づき、令和3年12月5日執行の名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙会を開催する日時及び場所を次のとおり定めた。

令和3年11月26日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

1 選挙会を開催する日時

令和3年12月5日 午後9時15分

2 選挙会を開催する場所

名古屋市東区筒井一丁目7番74号 名古屋市東区役所 講堂

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第37号

名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙公報掲載文の
掲載順序決定のくじを行う日時及び場所について

名古屋市議会議員選挙公報発行規程（昭和58年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）第7条の規定により、令和3年12月5日執行の名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり指定した。

令和3年11月26日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

1 くじを行う日時

令和3年11月26日 午後5時30分

2 くじを行う場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所東庁舎5階 選挙管理委員会室

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第38号

名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定に基づき、令和3年12月5日執行の名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額は、候補者1人につき次のとおりである。

令和3年11月26日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

制限額 8,710,700円

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第39号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和3年11月26日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,841 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

336,506 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第 1 項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,822 人	熱 田 区	18,359 人
東 区	22,419 人	中 川 区	60,302 人
北 区	45,667 人	港 区	38,703 人
西 区	41,096 人	南 区	37,309 人
中 村 区	37,939 人	守 山 区	47,472 人
中 区	24,682 人	緑 区	66,919 人
昭 和 区	28,756 人	名 東 区	43,588 人
瑞 穂 区	29,939 人	天 白 区	43,714 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

315,341 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋高速道路公社公告第 4号

中部地方整備局長による名古屋都市計画道路事業の事業計画に係る認可の告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定に基づき、次のように公告する。

令和 3年11月26日

名古屋高速道路公社理事長 新 開 輝 夫

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画道路事業 1・4・5号高速 1号線及び名古屋都市計画道路事業 1・4・6号高速 2号線

2 施行者の名称

名古屋高速道路公社

3 事務所の所在地

名古屋市北区清水四丁目17番30号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

名古屋市中区大須三丁目、大須四丁目及び千代田一丁目、千代田三丁目、千代田五丁目並びに新栄一丁目地内

(2) 使用の部分

なし